

柏市耐震改修促進計画《概要》

第1 計画策定の趣旨

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条の規定により策定するものです。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 耐震化の現状は、次のとおりです。
 - (1) 住宅の耐震化率は、約95%です。
 - (2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率は、約96%です
 - (3) 特定建築物の耐震化率は、約95%（市有が100%、民間が約95%）です。
 - (4) 市有建築物の耐震化率は、約98%です。
- 2 耐震化の目標を次のとおり設定します。
 - (1) 住宅は、令和17年度までにおおむね解消とします。
 - (2) 耐震診断義務付け対象建築物は、令和12年度までにおおむね解消とします。
 - (3) 市有建築物は、すべての建築物について耐震性を確保すべく整備していきます。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 建築物の所有者等が耐震改修等を行った場合に、その費用の一部を補助します。
- 2 古い木造住宅が密集する市街地等を重点的に耐震化の促進を図る区域として定めます。
- 3 柏市地域防災計画で指定された緊急輸送道路等を重点道路に定めます。
- 4 柏市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅の耐震化を推進します。

第4 啓発及び知識の普及

- 1 耐震改修等に関する相談を受け付ける耐震相談窓口を設置するものとします。
- 2 耐震性向上を啓発し、知識を普及するパンフレットを耐震相談窓口に常備し配布します。
- 3 建築士等による無料耐震相談会を実施します。

第5 法による指導等

- 1 耐震診断義務付け対象建築物等の所有者に、耐震改修等に必要な指導・助言を行います。
- 2 指導に従わない所有者には必要な指示を行い、正当な理由がなく指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 「千葉県建築防災連絡協議会」や「千葉県特定行政庁連絡協議会」と情報交換・連携し、「千葉県耐震判定協議会」の協力を得て、耐震改修等の普及・促進に取り組むものとします。
- 2 その他、本計画の実施にあたり、必要な事項は別途定めるものとします。